

(附) 参 考

1. 参 考 樣 式 参考- 1

2. 土地改良事業関係補助金交付要綱 . . . 参考- 23

〔参考１〕

要領 9 の（１）の別紙様式第 3 について

〇〇年度適正化事業交付金交付申請書

〇〇県土地改良事業団体連合会殿

（住 所）

（団体名）

〇〇は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 5 の 1 の規定に基づき、適正化事業を実施したいので、交付金〇〇千円の交付を申請します。

記

- 1 施設名
- 2 工事内容
- 3 工事費
（内訳）
- 4 工事実施予定時期
- 5 拠出金残高
- 6 工事費調達計画

交 付 金 額	自 己 資 金	株式会社日本政策金 融公庫融資希望額	そ の 他	計
千円	千円	千円	千円	千円

審査結果

専門指導員（氏名）

- （注） 1）緊急整備補修にあつては、「7 緊急整備補修を行う理由」を追加する。
2）市町村からの助成金（適正化事業への助成が規定されているもので拠出金相当額を除く）があれば「その他」の欄に記入する。

〔参考2〕
要領13の（1）の別紙様式第6について

〇〇年度適正化事業実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

加入 期生別	資金拠出団体数					資金拠出の明細			
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区 等拠出金額	地方公共団体補助金		
							県	市町村	計
									計

(単位：千円)

(注) 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを()で内数として記載すること。

加入 期生別	資金拠出対象施設施設数							左の建設事業主体別数		
ダム	頭首工	用排水機場	水	路樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営
										計

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容			事業費					竣工 検査 年月日	備考
	施設名	整備補修の内容及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交付金	株式会社 日本政策 金融公庫 からの借入額	自己 資金額	その他	計	
〇〇改良区計										
県計										

(2-1)

加入 期生別	事業実施団体数					事業実施施設数						
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	計

(注) 会員以外について、() で内数として記載すること。

(2-2)

加 入 期 生 別	年 度 実 施 事 業					備 考
	交 付 金 額	株式会社日本政策金融 公庫から借入額	自 己 資 金 額	そ の 他	計	

(注) 1) 施設改善対策事業の実施結果報告の場合は、この様式を次のように改めること。
①標題を「 年度適正化事業（施設改善対策事業）実施結果報告書」とする。
②この「実施結果報告書」のほか〔参考2〕「施設改善計画樹立結果報告書」の提出が必要であるから留意する。
2) 緊急整備補修の場合は、〔参考3〕の様式を参考にする。こと。
3) 安全管理施設整備対策事業の実施結果報告の場合は、この様式を次のように改めること。
①標題を「 年度適正化事業（安全管理施設整備対策事業）実施結果報告書」とする。
②この「実施結果報告書」のほか〔参考4〕「安全管理施設整備計画樹立結果報告書」の提出が必要であるから留意する。
4) 安全整備事業緊急整備補修の場合は、〔参考5〕の様式を参考にする。こと。
5) 年度実施事業の内訳として交付金額、株式会社日本政策金融公庫から借入額及び自己資金額以外に、市町村から適正化事業費への助成（適正化事業への助成が規定されているもので拠出金相当額を除く）がある場合は、「その他」の欄に記入すること。

〔参考3〕

施設改善事業実施要領6の別紙様式2について

〇〇年度施設改善計画樹立結果報告書

〇〇土地改良事業団体連合会

施設改善計画樹立団体	高越作物導入推計画		施設改善の内容									
	現状 面積 (ha)	推計 面積 【〇〇年度目標】 (ha)	揚水機場		水		水路		水管理制御設備		その他	
			件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費

(注) 施設の改善の内容欄は、承認された施設改善計画に登録されたものを記載すること。

〔参考4〕
緊急整備補修の様式について

〇〇年度適正化事業（緊急整備補修）実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

（1）資金拠出の実績

（単位：千円）

資金拠出団体数					資金拠出の明細						
土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区等拠出金額			地方公共団体補助金		国庫補助金相当額	計
					緊急整備補修区	新灌地区	計	県	市町村		

（注）「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを（ ）で内数として記載すること。

資金拠出対象施設数							左の建設事業主体別数			
ダム	頭首工	用排水機場	水路	ため池	その他	計	国	県	団体	計
							営	営	営	

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容			契約年月日 着工年月日 竣工年月日	事業費					竣工 検査 年月日	備考
	施設名	整備補修の内容及び 請負業者名	事業費		交付金	株式会社 日本政策 金融公庫 からの 借入額	自己 資金額	その他	計		
〇〇改良区計											
県 計											

(2-1)

事業実施団体数					事業実施施設数							
土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	工首	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計

(注) 1 会員以外について、() で内数として記載すること。

(2-2)

年度実施事業					備考
交付金額	株式会社日本政策金融 公庫から借入額	自己資金額	その他	計	

〔参考5〕
安全管理施設整備対策事業実施要領6の別紙様式2について

〇〇年度安全管理施設整備計画樹立結果報告書
〇〇土地改良事業団体連合会

安全 管理 施設 整備 計画 単位 団体	事故発生状況		施設整備の内容								合 計	
			↑ フォス等整備修		(2)調整 備補修		(3)蓋覆補修		(4)その他			
	環境 過去5年間)	死 亡 者 数 (人)	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費

(注) 「施設整備の内容」欄は、承認された「安全管理施設整備計画」に登録されたものを記載すること

[参考6] 安全整備事業緊急整備補修の様式について
 〇 〇 年 度 適 正 化 事 業 (安全整備事業緊急整備補修) 実 施 結 果 報 告 書

〇〇県土地改良事業団体連合会

(1) 資金拋出の実績
 (単位：千円)

資金 拠 出 団 体 数					資 金 拠 出 の 明 細							
土地改良区	農 協	市 町 村	そ の 他	計	土地改良区等拠出金額			地 方 公 共 団 体 補 助 金			国庫補助 金相当額	計
					新築 地区	新築 地区	計	県	市 町 村	計		

(注) 「資金拋出団体数」欄には、会員以外のものを()で内数として記載すること。

資金拋出対象施設数										左の建設事業主体別数			
ダム	頭首工	用排水機場	水路	ため池	計	その他	計	国	県	営	団体	営	計

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地改良区等名	事業内容			事業費					功 竣 換 年 月 日	考 備
	施設名	整備補修の内容及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交 金 付 額	株式会社 日本政策 金融公庫 からの借入額	自己 資金額	その他		
〇〇改良区計										
県 計										

(2-1)

事業実施団体数					事業実施施設数							
土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	工 頭首	用排水機 場	水 路	樋(水)門	ため池	その他	計

(注) 1 会員以外について、() で内数として記載すること。

(2-2)

年 度 実 施 事 業					備 考
交 付 金 額	株式会社日本政策金融 公庫から借入額	自 己 資 金 額	そ の 他	計	

〔参考 7〕
要領 13 の (2) の別紙様式第 7 について

〇 〇 年 適 正 化 事 業 実 施 結 果 報 告 書

全国土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

(1) 資金造成の実績	資金拠出団体数					資金造成の明細						
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち	土地改良区等拠出金額	地方公共団体補助金				
								会	員	計		
地方連合会名												
全 国 計												

地方連合会名	適 正 化 事 業 対 象 施 設 数							左 の 建 設 事 業 主 体 別 数			
	ダ ム	頭 首 工	用 排 水 機 場	水 路	樋 (水) 門	た め 池	そ の 他	計	国 営	県 営	団 体 営
全 国 計											

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数				事業費明細				拠出金収支									
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計残	差果残	引計額
						会員	会員外											
全国計																		

地方連合会名	適正化事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全国計								

(注) 1) 施設改善対策事業の実施結果報告の場合は、この様式を次のように改めること。

① 標題を「年度適正化事業(施設改善対策事業)実施結果報告書」とする。

② 1) ①の「実施結果報告書」のほか「施設改善計画樹立結果報告書」の提出が必要であるから留意する。

2) 緊急整備補修の場合は、「参考7」の様式を参考にする。

3) 安全管理施設整備対策事業の実施結果報告の場合は、この様式を次のように改めること。

① 標題を「年度適正化事業(安全管理施設整備対策事業)実施結果報告書」とする。

② 3) ①の「実施結果報告書」のほか「安全管理施設整備計画樹立結果報告書」の提出が必要であるから留意する。

4) 安全整備事業緊急整備補修の場合は、「参考8」の様式を参考にする。

5) 実施事業費の内訳として交付金及び自己資金以外に、市町村から適正化事業費への助成(適正化事業に助成すると規定されているもの)がある場合は、その額を「その他」の欄に記入すること。

〔参考8〕
緊急整備補修の参考様式

〇〇年適正化事業（緊急整備補修）実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会

(1) 資金造成の実績 (単位：千円)

	資金拠出団体数					資金造成の明細				
	土地改良地区	農協	市町村	その他	計	左のうち		土地改良区等拠出金額		
						会	員			
地方連合会名						会	員	緊急整備補修地区	新規加入地区	国庫補助金相当額
全国計										

地方連合会名	適正化事業対象施設数							左の建設事業主体別数			
	ダム	工	頭	排水機	水	路	樋(水)門	ため池	計	国	営
全国計											

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数						事業費明細					拠出金収支						
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計残	差果残	引計額
						会員	会員外											
全国計																		

地方連合会名	適正化事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全国計								

〔参考9〕
安全整備事業緊急整備補修の参考様式について

〇〇年適正化事業（安全整備事業緊急整備補修）実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会

(1) 資金造成の実績 (単位：千円)									
地方連合会名	資金拠出団体数				資金造成の明細				
	土地改良地区	農協	市町村	その他	計	左のうち		地方公共団体補助金	国庫補助金相当額
						会	会員外		
								緊急整備補修地区	土地改良区等拠出金額
								新規加入地区	計
								県	市町村
全国計									

地方連合会名	適正化事業対象施設数							左の建設事業主体別数		
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	計	国営	県営	団体営
							その他			
全国計										

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

事業実施団体数										事業費明細				拠出金収支				
土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計残	まの累計額	差果残	引計額
					会員	会員外												
地方連合会名																		
全 国 計																		

地方連合会名	適正化事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水	路	樋(水)門	ため池	計
全 国 計								

〔参考 10〕
 竣功（確認）検査報告書の参考様式について

竣功（確認）検査報告書

報告 年 月 日

〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

管理専門指導員氏名

土地改良施設維持管理適正化事業の検査結果については、下記のとおりです。

事業実施団体名			加入年度	
施設名				
工事内容				
請 負 者	住所			
	氏名			
	選定方法	一般、指名競争入札（ 社）、 指名競争入札後の随意契約、 随意契約		
対象事業費				
交付金額				
		当	初	変 更 後（出来高）
設計費				
実施事業費				
内 訳	請負費			
	実施設計請負額等			
契約期間		自 至		
工事場所				
工事実施期間		自 至		
検査年月日				
検査の結果				

竣工(確認)検査報告書総括表について

1. 竣工(確認)検査報告書総括表は次の場合に添付します。
 - (1) 一地区について、複数の竣工(確認)検査報告書ある場合に添付します。
(契約又は工種毎に竣工(確認)検査報告書がある。)
 - (2) 一地区について、複数の施設があり、施設毎に竣工(確認)検査報告書がある場合に添付します。
 - (3) 一地区について、複数の期生に跨がって加入し、同一年度に補修工事を行う場合で、1通の竣工(確認)検査報告書で整理できる場合(1契約や1工種)に添付します。
 - (4) 一地区について、複数の期生に跨がって加入し、同一年度に補修工事を行う場合で、複数の竣工(確認)検査報告書がある場合に添付します。(契約又は工種毎に竣工(確認)検査報告書がある。)

注)1地区とは、加入の単位で1施設単位で加入する場合や複数施設単位で加入する場合があります。

2. 竣工(確認)検査報告書総括表の作成例

- (1)-1 一地区について、複数の竣工(確認)検査報告書ある場合で、対象事業費が竣工(確認)検査報告書毎に分割できない場合

竣工(確認)検査報告書総括表

年 月 日

適正化事業実施者		〇〇土地改良区
施設名		〇〇排水機場
加入期生		40
対象事業費		4,500,000
交付金		4,050,000
竣工(確認)検査報告書毎の実施事業費	竣工(確認)検査報告書1	3,500,000
	竣工(確認)検査報告書2	1,200,000
	合計	4,700,000

注)添付する竣工(確認)検査報告書の数により、行数を調整してください。

- (1)-2 一地区について、複数の竣工(確認)検査報告書ある場合で、対象事業費が竣工(確認)検査報告書毎に分割できる場合

竣工(確認)検査報告書総括表

年 月 日

適正化事業実施者		〇〇土地改良区		
施設名		〇〇排水機場		
加入期生		40		
		対象事業費	交付金	実施事業費
竣工(確認)検査報告書毎の内訳	竣工(確認)検査報告書1	3,400,000	3,060,000	3,500,000
	竣工(確認)検査報告書2	1,100,000	990,000	1,200,000
	合計	4,500,000	4,050,000	4,700,000

注) 添付する竣工(確認)検査報告書の数により、行数を調整してください。

- (2) 一地区について、複数の施設があり、施設毎に竣工(確認)検査報告書がある場合

竣工(確認)検査報告書総括表

年 月 日

適正化事業実施者		〇〇土地改良区		
加入期生		40		
対象事業費		4,500,000		
交付金		4,050,000		
竣工(確認)検査報告書毎の実施事業費	施設名	竣工(確認)検査報告書毎の内訳		
	〇〇機場	竣工(確認)検査報告書1	2,500,000	
	××機場	竣工(確認)検査報告書2	1,200,000	
		竣工(確認)検査報告書3	1,000,000	
	合計		4,700,000	

注) 添付する竣工(確認)検査報告書の数により、行数を調整してください。

- (3) 一地区について、複数の期生に跨がって加入し、同一年度に補修工事を行う場合で、1通の竣工(確認)検査報告書で整理できる場合(1契約や1工種)

竣工(確認)検査報告書総括表

年 月 日

適正化事業実施者	〇〇土地改良区	
施設名	〇〇排水機場	
期生	対象事業費	交付金
38	3,000,000	2,700,000
39	2,700,000	2,430,000
		0
合計	5,700,000	5,130,000
竣工(確認)検査報告書の実施事業費	7,500,000	

注)加入期生の数により、行数を調整してください。

- (4) 一地区について、複数の期生に跨がって加入し、同一年度に補修工事を行う場合で、複数の竣工(確認)検査報告書がある場合。

竣工(確認)検査報告書総括表

年 月 日

適正化事業実施者	〇〇土地改良区				
施設名	〇〇排水機場				
加入期生	対象事業費	交付金	竣工(確認)検査報告書毎の内訳	実施事業費	
39	3,000,000	2,700,000		竣工(確認)検査報告書1	6,500,000
40	3,000,000	2,700,000		竣工(確認)検査報告書2	2,500,000
41	5,000,000	4,500,000		竣工(確認)検査報告書3	3,000,000
		0			
		0			
		0			
合計	11,000,000	9,900,000			12,000,000

注)加入期生の数や添付する竣工(確認)検査報告書の数により、行数を調整してください。

土地改良事業関係補助金交付要綱

昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号
最終改正 令和 4 年 3 月 28 日付け 3 農振第 2635 号

各 地 方 農 政 局 長 国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長 北 海 道 知 事 内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 各 都 道 府 県 知 事 全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長	}	殿
--	---	---

農 林 水 産 事 務 次 官

(通則)

第 1 土地改良事業関係補助金（以下「補助金」という。）の交付については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 補助金は、土地改良区事業等による農業農村の整備等を目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 農林水産省（以下「大臣」という。）は、別記 1 の補助事業者の区分の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続き)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号

による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

- 2 国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第 1 項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等（ただし、農林水産大臣の場合にあっては、農林水産省農村振興局長とする。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 6 別記 2 に掲げる決定者等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 大臣は、第 4 第 2 項により交付申請書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し補助事業者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前 2 項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 7 補助事業者は、第 4 第 1 項の規定による交付申請を取下げようとするときは、第 6 第 1 項又は第 2 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。
- 2 北海道開発局長は、補助事業者から取下書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

（契約等）

- 第 8 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當で

ある場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者（地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第54号）第1条に規定する法人に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。
 - （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けることができる。
- 3 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 北海道開発局長は、補助事業者から第1項又は第2項の変更等承認申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。
- 5 大臣は、前項により変更等承認申請書の提出があったとき、第1項及び第2項の承認をする場合においては、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 1 別表の事業等の欄に掲げる(1)、(2)、(8)、(9)、(10)、(11)、(13)及び(14)の事業(ただし、(2)の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業、(8)の事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業及び農村基盤整備促進事業、(9)の事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。))及び農村環境計画策定事業、(10)の事業のうち実施計画策定事業(実施計画策定事業に限る。)、(11)の事業のうち実施計画策定事業(計画策定事業に限る。))並びに(13)の事業のうち計画策定等事業を除く。)に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費各費目の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 1,500 万円以下の場合は 1,500 万円)を超える経費の増減。

(イ) 事業内容の変更

a 工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 1,500 万円以下の場合は 1,500 万円)を超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業主体の変更

イ 地区相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更

(ア) 工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円)を超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

2. 別表の事業等の欄に掲げる(2)の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区の変更

イ 各費目の 30 パーセントを超える額の増減。ただし、増減額が 200 万円以下の場合を除く。

(2) 公募団体が行う事業

各費目の 30 パーセントを超える額の増減。ただし、増減額が 100 万円以下の場合を除く。

- 3 別表の事業等の欄に掲げる(3)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変

- 更以外の変更
 - (1) 資金造成額の 30 パーセントを超える額の増減
 - (2) 交付金総額の 30 パーセントを超える額の増減
- 4 別表の事業等の欄に掲げる (4) 及び (12) の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
 - (1) 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - (2) 地区ごとに次に掲げる変更
 - ア 経費の配分の変更
 - 事業費の各費目の相互間の 30 パーセント (30 パーセントに相当する額が 100 万円以下の場合は 100 万円) を超える経費の額の増減
 - イ 事業内容の変更
 - a 人員配置の変更
 - b 費目の新設、変更又は廃止
- 5 別表の事業等の欄に掲げる (5) の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
 - (1) 事前探査の範囲に著しい変更
 - (2) 事前探査に要する経費の 30 パーセントを超える額の増減
- 6 別表の事業等の欄に掲げる (7) の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の (1) から (6) までの事業に要する経費 (間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費) のそれぞれの 30 パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更
- 7 別表の事業等の欄に掲げる (8) の事業のうち実施計画等策定事業 (実施計画策定事業に限る。) 及び農村環境計画策定事業、(9) の事業のうち実施計画等策定事業 (実施計画策定事業に限る。) 及び農村環境計画策定事業、(10) の事業のうち実施計画策定事業 (施設計画策定事業に限る。)、(11) の事業のうち実施計画等策定事業 (計画策定事業に限る。) 並びに (13) の事業のうち計画策定等に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
 - (1) 調査地域ごとに事業費の 30 パーセント (30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円) を超える増減
 - (2) 調査地域の変更
 - (3) 調査項目の変更又は廃止
- 8 別表の事業等の欄に掲げる (8) の事業のうち草地畜産基盤整備事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更
 - (1) 経費の配分の変更
 - ア 各地区における次に掲げる変更
 - (ア) 工種別の経費の 30 パーセントを超える増減。ただし、増減額が 400 万円 (純工事費、測量設計費、用地費及び補償費以外のものにあつては 50 万円) 以下の場合を除く。
 - (2) 事業内容の変更
 - ア 当該事業の受益草地により管理経営を行う者の変更

イ 受益草地面積の 30 パーセントを超える増減

ウ 工種別事業量の 30 パーセント（草地整備改良、草地造成改良及び野草地整備改良以外の工種別事業量については、400万円以下に相当する事業量以下の場合を除く。）以上の増減

エ 工種の新設、変更又は廃止

9 別表の事業等の欄に掲げる（8）の事業のうち農業基盤整備促進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

（1）経費の配分の変更

ア 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる各地区における(1)の事業に要する経費と(2)の事業に要する経費の相互間の流用

イ 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる各地区における(1)の事業のうちアからカまでの事業に要する経費の相互間の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 600 万円以下の場合は 600 万円）を越える増減

（2）事業実施主体の変更

（事業遅延の提出）

第 12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書もって前項の届出書の提出に代えることができる。

3 北海道開発局長は、補助事業者から第 1 項の遅延届出書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

（状況報告）

第 13 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末までに別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の事業遂行状況報告書又は概算払請求書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業について、公共事業等の業務に係る契約及び支出の状況報告について、（昭和 42 年 5 月 1 日付蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第 1 項の規定により報告を省略することができる。

4 第 1 項に規定する時期のほか、別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定

者等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局にあっては総務部長、内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助業務者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 10 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

3 北海道開発局長は、補助事業者から前 2 項の実績報告書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

4 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額報告書が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記 2 に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない

場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第16 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、第15第2項により実績報告書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

3 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17 補助事業者は、第16第1項又は第2項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6第1項及び第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当

な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 4 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第 19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第 21 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じ

た決定者等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 22 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 7 号別紙第 13 の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項及び第 23 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 23 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 補助事業者は、第 4 第 1 項の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 10 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 13 の規定による状況報告、第 14 の規定による概算払請求、第 15 第 1 項による実績報告、第 15 第 2 項の規定による年度終了実績報告及び第 15 第 5 項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 大臣は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 25 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8、第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 から第 19 まで及び第 21 から第 23 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、地方公共団体以外の間接補助事業に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 補助事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ別記 2 に掲げる補助事業者の区別に応じた決定者等の承認を受けてから承認をあたえなければならない。

5 補助事業者は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

ない。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1 (第 4、7、10、12、13、14、15、17 関係)

補 助 事 業 者 の 区 分	提 出 先
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。	国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産大臣
(3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別記2 （第5、第6、第10、12、13、16、17、18、20、25 関係）

補 助 事 業 者 の 区 分	決 定 者 等
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。 (3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別表（第3関係）

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採択基準等	補助率		摘要
			都府県	北海道	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業 (2) 施設改善特別対策事業 (3) 安全管理施設整備対策事業 (4) 防災減災機能等強化事業	1 全国土地改良事業団体連合会が当該年度の当該事業に要する経費の3分の2以上を造成する。 2 都道府県土地改良事業団体連合会は地方公共団体からの補助金を受けて当該都道府県土地改良事業団体連合会に係る経費の3分の2以上を全国土地改良事業団体連合会に拠出すること。 3 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務			「事業等又は補助対象事業の区分」の欄の(1)～(3)の事業においては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の910分の9に充てる額の3分の1以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」の欄の(4)の事業にあつては、土地改良施設の整備に要する経費の2分の1以内。 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務について は、当該事務に要する経費の50%以内
(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及	土地改良融資事業等指導監督	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) 都道府県が行う土地改良区体制強化事業 (2) 市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区体制強化事業（都道府県土地改良事業団体	採択基準等の欄の(1)及び(3)の事業については、当該補助事業費の50%以内、(2)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内、(4)の事業については、定額	都府県の欄に同じ	採択基準等の欄の(5)の事業に要する経費並びに(6)の事業及び事

び土地改良区が行う土地改良融資事業等指導監督に要する経費に対し都道府県が補助する事業並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び公募団体が行う土地改良融資事業等指導監督	連合会が行う市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置、基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を除く。)に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち技術実践向上研修 (4) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に要する経費に対し、都道府県が補助する業務 (5) 公募団体が行う土地改良区体制強化事業（特定被災土地改良区復興支援対策を除く。） (6) 公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策（当該対策に係る事務を含む。）	務に要する経費については、定額補助
---	---	--------------------------

(備考1)

- 昭和55年3月31日における旧過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。）で昭和55年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であって、当該事業に要する費用につき昭和54年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算の係る国の補助については、なお従前の例による。
- 平成2年3月31日における旧過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。）で平成2年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であって、当該事業に要する費用につき平成2年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算の係る国の補助については、なお従前の例による。
- 都道府県営排水対策特別事業実施要綱（昭和54年7月10日付け54農林水産事務次官依命通知）に基づき昭和61年度以前に採択された地区及び都道府県営水田農業確立排水対策特別事業実施要綱（昭和62年8月21日付け62農改D第904号農林水産事務次官依命通知）に基づき昭和62年度から平成4年度までに採択された地区のうち、現に施行している地区に係る平成5年度以降の国の補助については、第2に規定する表の事業等又は補助対象事業の区分の欄の「水田営農活性化排水対策特別事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。
- 地域改善対策農業基盤整備事業実施要綱（昭和62年4月1日付け62農改D第329号農林水産事務次官依命通知）に基づき昭和62年度から平成8年度までに採択された地区のうち、平成9年3月31日において現に施行している地域改善対策農業基盤整備事業であって、当該事業に要する費用につき平成8年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについては、なお従前の例による。
- 平成7年度及び平成8年度に採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成9年4月1日付け9農改D第254号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(7)採択基準等の欄の(1)の(オ)に掲げる農場型交換分合に係る平成9年度及び平成10年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 平成8年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成9年10月8日付け9農改D第242号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(6)採択基準等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 平成9年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成10年5月20日付け10農改D第429号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)から(7)に掲げる事業であって、当該費用につき平成9年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについては、なお従前の例による。
- 平成10年までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成11年10月1日付け11農改D第409号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(2)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 平成11年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成12年10月31日付け12農改D第775号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- この改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱に基づき平成12年度までに採択された事業については、改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)に掲げる事業に係る補助率を適用する。
- 平成14年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成15年4月1日付け14農振第2503号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(5)及び(6)に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 平成15年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成16年3月30日付け15農振第2749号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(5)及び(6)に掲げる事業であって、当該費用につき平成15年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについては、なお従前の例による。

の例による。

13 平成 18 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 2023 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(4)の 3 及び(7)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。

14 地域ぐるみため池保全活動推進事業実施要綱（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 農振第 1942 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 13 年度から平成 14 年度までに採択された地区のうち、平成 20 年 3 月 31 日において現に施行している地域ぐるみため池保全活動推進事業であって、当該事業に要する費用につき平成 19 年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成 20 年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

15 平成 20 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2224 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 21 年 4 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、平成 21 年 4 月改正通知による改正後の事業等の欄の(3)事業等又は補助対象事業の区分の欄の「基幹農道整備事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。ただし、平成 20 年度までに採択された平成 21 年 4 月改正通知による改正前の(3)に掲げる事業のうち、補助率の欄の(1)の市町村営のものに係る補助率については、なお従前の例による。

16 土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2441 号農林水産事務次官依命通知）による改正後のこの通知の規定は、平成 22 年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成 21 年度の国庫債務負担行為に基づき平成 22 年度に支出するべきとされた国の補助を除く。）について適用し、平成 21 年度の国庫債務負担行為に基づき平成 22 年度に支出するべきものとされたものと及び平成 21 年度以前の歳出予算に係る国の補助で平成 22 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

17 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 4 の農地防災事業であって、平成 25 年度補正予算（第 1 号）成立日前に採択された地区の国の補助については、なお従前の例による。

18 平成 24 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農振第 2273 号農林水産事務次官依命通知。以下、「平成 26 年 3 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(2)の事業のうち補助対象事業の区分の欄の(2)から(7)までに掲げる事業並びに同表の事業等の欄に掲げる(5)及び(11)から(13)までの事業については、なお従前の例による。

19 平成 25 年度までに採択された平成 26 年 3 月改正通知による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(15)の事業のうち水利施設整備事業の基幹水利施設保全型の補助率については、なお従前の例による。

20 平成 27 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2260 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 28 年度 4 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(7)、(9)及び(11)の事業については、なお従前の例による。

21 平成 29 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2970 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 30 年度 4 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(9)、(10)、(11)、(12)、(13)及び(14)に掲げる事業については、なお従前の例による。

22 令和元年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 3480 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(2)の事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄の 1 に掲げる事業については、なお従前の例による。

23 令和 2 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2922 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の（8）に掲げる事業については、なお従前の例による。

（備考 2）

特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地域、特定農山村地域、指定農山村地域又は指定棚田地域又は特別特定市町村又は特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 55%、令和 4 年度にあっては 54%、令和 5 年度にあっては 54%、令和 6 年度にあっては 53%、令和 7 年度にあっては 52%、令和 8 年度にあっては 51%とする。

（備考 3）

特別特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業（別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を除く。）については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 55%、令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 55%、令和 6 年度にあっては 55%、令和 7 年度にあっては 55%、令和 8 年度にあっては 54%、令和 9 年度にあっては 51%とする。

（備考 4）

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 8 年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 54%、令和 6 年度にあっては 53%、令和 7 年度にあっては 52%、令和 8 年度にあっては 51%とし、離島の特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村以外の市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 8 年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 4 年度にあっては 60%、令和 5 年度にあっては 58.4%、令和 6 年度にあっては 56.8%、令和 7 年度にあっては 55.2%、令和 8 年度にあっては 53.6%とする。

（備考 5）

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 9 年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 4 年度にあっては 55%、令和 6 年度にあっては 52%、令和 8 年度にあっては 52%、令和 9 年度にあっては 51%とし、離島の特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 9 年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 4 年度にあっては 60%、令和 5 年度にあっては 60%、令和 6 年度にあっては 58.4%、令和 7 年度にあっては 56.8%、令和 8 年度にあっては 55.2%、令和 9 年度にあっては 53.6%とする。

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 4 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 収支予算書（別紙第 1 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては不要とする。）

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第 2 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第 3 及び別紙第 4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第 5 及び別紙第 6 のとおり。）

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- （1）定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
- （2）資産及び負債に関する事項を記載した書類
- （3）収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類
- （4）都道府県の補助金交付規程又は要綱（間接補助事業を行う場合に限る。）

（注 1） この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。
（注 2） 記載事項及び添付書類が既に提出している（公募に応募した際に提出した資料、実施要綱に基づく事業実施計画等）資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙第 1

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	その他	備 考
〇〇事業工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

別紙第 2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

事業名			地区名				施行 年度	(全計) 年度～ 年度～		受益面積		Km			
費目	工種	総 量		前年度まで		本 年 度						翌年度以降		備 考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国 庫 補助金	国 庫 補助率	国庫補助金以外の財源			事業 量		事業費
										都道府 県費	市町村 区	土地改良 区その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円	円		
計															

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和 44 年 5 月 24 日 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及び機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及び補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、管理体制整備計画更新(策定)費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用及び治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。
- 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 不発弾等事前探査については、工種欄には対象事業名を、事業量欄には水平探査面積(㎡)、鉛直探査量(箇所数及び削孔長(m))及び確認のための掘削量(㎡)を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 備考欄には、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。また、消費税仕入控除税

額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

- ① 免税事業者
- ② 簡易課税制度の適応を受ける者
- ③ 地方公共団体の一般会計
- ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

9 国営造成施設管理体制整備促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。また、受益面積の欄は記入不要とする。

10 草地畜産基盤整備事業にあっては、次により記載すること。

- (1) 複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
- (2) 事業計画策定事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。

と。

- (3) 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
- (4) 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）第2の事業費の構成を記載すること。
- (5) 工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29生畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。

11 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画作成事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

12 土地改良融資事業等指導監督にあっては、本年度の事業量欄に統合整備推進委員会開催回数を、本年度の事業費欄、国庫補助金欄、国庫補助率欄及び国庫補助金以外の財源欄に当該事業に要する経費を記載すること。また、費目欄、受益面積欄、工種欄、総量欄、前年度まで欄及び翌年度以降欄の記載を要しない。

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業）の場合

事業名		地区名 (事業主体)		()		施行年度	年度～ 年度								
費目	工種	総 量		前年度まで		本 年 度							翌年度以降		備 考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国 庫 補助金	国 庫 補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
										都道府 県費	市町村 区	土地 改良区 その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及び機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及び補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、管理体制整備計画更新（策定）費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調整機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用及び治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施

- 設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。
- 3 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
 - 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
 - 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
 - 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
 - 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適応を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
 - 8 不発弾事前探査については、事業量欄には水平探査面積（㎡）、鉛直探査量（箇所数及び削孔長（m））及び確認のための掘削量（㎡）を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
 - 9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表（第2の表）の事業等欄の（7）の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。
 - （1）都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数、指導予定地区数、事務連合早期設立支援モデル地区数、市町村単位での合併モデル地区数及び協議会開催回数を記載すること。（指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、複式簿記会計に関する巡回指導のそれぞれについて記載すること。）
 - （2）都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度活用等推進指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。
 - （3）土地改良区が行う土地改良区体制強化のうち統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。
 - （4）都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち研修・人材育成にあっては、本年度の事業量欄に土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2に定める研修ごとに実施予定回数を記載すること。
 - （5）公募団体が行う土地改良区体制強化事業にあっては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。
 - 10 国営造成施設管理体制整備促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。
 - 11 草地畜産基盤整備事業にあっては、次により記載すること。
 - （1）複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
 - （2）事業計画策定事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - （3）事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - （4）費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）第2の事業費の構成を記載すること。
 - （5）工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種をそれぞれ記載すること。
 - 12 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。
 - 13 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）及び農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）にあっては、「費目」欄に「換地等調整費」と記載し、「事業量」欄を「地区面積（ha）」欄に読み替えて記載すること。
 - 14 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業にあっては、「費目」欄に「収集運搬費」及び「PCB分析調査費」と記載し、費目欄に「収集運搬費」と記載した場合は、「工種」欄を「PCB廃棄物の種別」欄に読み替えて記載し、「費目」欄に「PCB分析調査費」と記載した場合は「工種」欄を「分析調査対象施設数」又は「塗膜処分対象施設」欄に読み替えて記載すること。

- 15 水利施設等保全高度化事業のうち実施計画策定事業（資産評価データ整備事業に限る。）にあつては、「事業費」欄に資産評価データ整備を実施する対象土地改良区改良区を記載すること。

別紙第3
土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経 費 の 配 分									
費 目	資金拠出 連合会数	事業費	事 業 費 の 内 訳						備 考
			国 庫 補助金	地 方 連 合 会 拠 出 金 等				その他	
				地方公共団体補助金		土地改良区等拠出金	小計		
				県	市町村				
		円	円	円	円	円	円	円	

- (記載要領)
- 「費目」欄には、「資金造成」と「事務費」の別を記載すること。
 - 資金造成にあつては、「事業費」欄に当該資金造成の総額を記載すること。

別紙第4
土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全 体 計 画 の 概 要										
各地方 連合会 名	資 金 造 成 の 明 細						交付金の明細			備 考
	資金抛 出土地 改良区 等数	資金抛出区分					交付金交 付対象土 地改良区 等数	土地改良施 設整備補修 総事業費	交付金 額	
		土地改 良区等 抛出金	地方公共団体補助金		国庫補助金	計				
			県	市町村						
		円	円	円	円	円		円	円	

別紙第5
経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要し た経費) (A+B)	負担区分		積算の基礎	備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
計	円	円	円	円	

- (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- (記載要領)
- 「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査に必要な経費」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開に必要な経費を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあつては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載することを記載すること。

別紙第 6
事業の内容及び計画（又は実績）

区 分	内 容	摘 要

（記載要領）

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあつては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、「スマート田んぼダムの効果や課題に関する調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

〇〇年度 〇〇事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1 補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1 補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1） 〇〇について、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2） 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1 補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1 補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

（記載要領）

- 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に完了するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第 5 号（第 13 関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記 1 に定める補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 補助事業者の区分（１）、（２）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 補助事業者の区分（１）、（２）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があつた事業について、土地改良事業関係補助金要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 13 の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。（※土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 7、その他事業にあつては別紙第 8 のとおり。）

記

別紙第 7

1 収支の状況

（１）収入の部

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

（２）支出の部

区 分	予算額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費 目	実 施 計 画		出 来 高		進ちよく率 (B)／(A)	備 考
		事業費 (A)	国庫補助金	事業費 (B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

事業費の欄には資金造成と事務費を区分し、資金造成については、資金造成額を記載すること。

別紙第 8

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇〇年 12 月 31 日 までに完了したもの		〇〇年 1 月 1 日 以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

(記載要領)

- 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号別紙第 1 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第 3 の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあっては別紙第 5 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高（助成金の支払金額、施設整備工事の出来高を金額に換算した額等）を金額に換算した額を記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））
官署支出官 〇〇 殿
（第14に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記の通り報告する。（注2）

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行 状況 報告 〇月〇日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C))		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の予 定出来高	金額	〇年〇月 現在の予 定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

（記載要領）

1 下線部は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

号
日

番
年
月

〇〇農政局長（別記１に定める補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1補助事業者の区分（１）、（２）にあつては農林水産大臣）

殿

(別記1 補助事業者の区分 (1)、(2) にあつては (国土交通省北海道開発局長 経由))

所在地	
団体名	
代表者氏名	

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付の決定通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を申請する。(注2))

記

1 事業の目的

2 収支精算書（別紙第9のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第11のとおり。）

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績（別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあっては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあっては別紙第5及び別紙第6のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第12又は別紙第13を添付すること。）

4 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

5 添付書類

(注1)この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2)括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3)別紙第2は、交付決定額を上段に括弧書きで記載すること。

(注4) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別紙2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注5) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別紙第 9

収 支 精 算 書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	その他	備考
○○事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段 () 書、精算額を下段に記入すること。

別紙第 10

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備 考
国庫補助金 (1) 適正化事業補助金 (2) 事務費補助金 賦 課 金 (1) 適正化事業賦課金 (2) 事務費賦課金 そ の 他 計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備 考
交 付 金 事 務 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計	円	円	円	

3 国庫補助金精算

区 分	補助金交付決定額	精算事業費総額	国 庫補助率	精算国庫補助金額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領(返還)額	備 考
適正化事業補助金 事務費補助金 合 計	円	円	%	円	円	円	

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計	円	円	円	円	

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあつては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること

別紙第 12

残 存 物 件 調 書

地区名	品 目	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収又は取得 年 月 日	備 考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

別紙第 13

財産管理台帳

(適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までの財産並びに交付要綱第 20 及び 25 の財産)

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	補助金返還額	
						円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。
2 備考欄に当該事業に係る補助率等を記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知があつた事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫 補助金	(A) のうち年度 内支出済額	概算払 受入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- （注1）本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済みだが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- （注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- （注3）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- （注4）繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
- （注）記載内容確認のため以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は（3）の資料を除き添付不要。）
- なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
 - （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること）
 - （4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
-
- （注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
-

(注) 記載内容確認のため以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる書類
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第 10 号（第 23 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

維持管理適正化事業関係通知集

令和4年9月

発行 全国土地改良事業団体連合会

編集 中央土地改良管理指導センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4

(砂防会館別館4階)

電話 03 (3234) 5125 (直通) 中央土地改良管理指導センター

5670 (FAX)
